

# 令和8年度 交通安全市民運動 実施要綱

## 全国の令和8年交通安全年間スローガン

(一財)全日本交通安全協会・(株)毎日新聞社

- ◎ 自動車の運転者（同乗者を含む）に呼びかけるもの  
急ぐほど 狭まる視野と 増すリスク
- ◎ 歩行者等（※）に呼びかけるもの  
※ 歩行者等とは、自転車・特定小型原動機付自転車利用者を含む  
親を見て 子供も止まる 赤信号
- ◎ 子どもたちに交通安全を呼びかけるもの  
車から ぼくたちみえない 手をあげよう



# 京都市

CITY OF KYOTO

# 令和8年度交通安全市民運動実施方針

## 1 交通安全市民運動の推進

市民、事業者、警察、行政のパートナーシップの下、交通安全知識を広く普及し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない、すべての人が安心・安全で、健やかに暮らせる地域づくりを推進します。

### (1) 年間を通じて実施する運動

#### ◆ 交通マナーを高めよう市民運動

##### ア 最重点

- 子どもの交通事故防止対策の推進
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 歩行者の交通事故防止対策の推進
- 自転車の交通事故防止対策の推進

##### イ 重点

- 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進
- 飲酒運転・妨害運転根絶の推進
- シートベルト・チャイルドシート着用の推進
- 二輪車等の安全利用の推進
- 迷惑駐車対策の推進
- 運転中・歩行中のスマートフォン等の使用追放の推進 本市独自

### (2) 期間等を定めて実施する運動

#### ◆ 各季交通安全運動

春の全国交通安全運動	令和8年 4月 6日(月) ~ 4月15日(水)
夏の交通事故防止市民運動	令和8年 7月21日(火) ~ 7月30日(木)
秋の全国交通安全運動	令和8年 9月21日(月) ~ 9月30日(水)
年末の交通事故防止市民運動	令和8年12月 1日(火) ~ 12月10日(木)

#### ◆ 市内全域で（各区の実態に応じた）交通安全街頭啓発を実施する日

高齢者の交通事故防止推進日	4月・6月・8月・10月・12月・2月の15日
横断歩行者の交通事故防止一斉啓発	毎月1・11日
自転車の安全利用一斉啓発	5月第2週の金曜日

※ 推進日等が、土日、祝・休日と重なる場合は、各実施機関の実情に合わせて実施日を変更するなど、効果的な活動を行うものとします。

## 2 運動の進め方

- (1) 各区交通安全対策協議会等は、各取組の重点及び実施内容を踏まえ、創意工夫を凝らした積極的な取組を推進します。
- (2) 実施機関は、それぞれの実情及び特性に応じた具体的な実施計画を定めるとともに、傘下の機関及び団体に実施内容を周知し、この運動の推進と気運の盛り上げを図ります。

## 3 実施・協賛機関

京都市、京都府警察、各区交通安全対策協議会等、その他関係機関等

## ～交通マナーを高めよう市民運動～

**【目的】** 「京都市交通安全基本条例」に基づき、市民一人一人が交通社会における責任を自覚し、交通安全を自らの問題としてとらえ、相手を思いやる心を育み、正しい交通ルールの実践と、交通マナーを高めることにより、交通事故を防止して、安全で円滑・快適な交通社会を実現しようとするものです。

**【スローガン】** 「思いやりで高めよう！ 京都の交通マナー」

**【シンボルマーク】** 人々が手をつなぎ、ハート（心）をつないで交通安全を呼び掛けた姿をデザインしたものです。中心人物は交通の「交」の字をアレンジしたものです。



### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者や自転車など他の道路利用者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努めましょう。</li> <li>・ 通学路や生活道路、商店街など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、特に学校及び高齢者施設等の周辺・地域では、スピードを落として慎重な運転をしましょう。</li> <li>・ 横断歩道の手前では、減速して歩行者の有無を確認し、歩行者が横断歩道を横断していたり、渡ろうとしたりしている場合は、必ず一時停止をして歩行者を優先しましょう。</li> </ul>
自 転 車 利 用 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車は車両であることを自覚し、「信号を守る」「車道の左側通行」などの交通ルールを遵守しましょう。</li> <li>・ 交差点では、一時停止や徐行をして、安全確認を徹底しましょう。</li> <li>・ 通行が認められた歩道においても、歩行者優先意識をもって、他の利用者に思いやりのある運転をしましょう。</li> <li>・ 年齢を問わず、自転車用ヘルメットを着用しましょう。</li> <li>・ 必ず、自転車損害保険等に加入しましょう。</li> </ul>
歩 行 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅周辺や通り慣れた道でも油断せず、交通ルールを守りましょう。</li> <li>・ 道路を横断するときは、横断歩道等の安全施設を利用して自分の身を守る行動をとりましょう。</li> <li>・ 歩行中のスマートフォン等の操作など注意力が散漫になる行為はやめましょう。</li> <li>・ 夜間の外出時には明るい色の服装を心掛け、ライトや反射材用品を活用して、運転者から目立つ工夫をしましょう。</li> </ul>
地 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲酒運転や妨害運転など、悪質・危険な運転を許さない地域づくりをしましょう。</li> <li>・ 子ども、高齢者の交通事故防止のため、保護誘導活動や家庭訪問、声掛け活動等の交通ボランティア活動を地域全体で推進しましょう。</li> <li>・ 運転免許証を返納した高齢者の日常生活を確保するため、地域ぐるみで助け合いましょ。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる機会を通じて、従業員への交通安全教育を実施し、安全意識の向上を図りましょう。</li> <li>・ 地域の交通ボランティア等と連携し、児童や高齢者の保護誘導活動等に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関、地域、保護者と連携し、体系的な交通安全教育や登下校時の交通安全指導を推進しましょう。</li> <li>・ 登下校時の見守り活動や保護誘導活動の重要性を保護者等に理解していただくとともに、児童・生徒が自らの意志で交通ルールやマナーを身に付けていけるように指導しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一人が交通事故を防止するための意識を持てるよう、あらゆる機会を通じた広報啓発、教育活動を行いましょう。</li> <li>・ 実施機関、団体、事業所、地域、学校、家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携・協力して効果的な活動が推進されるようにしましょう。</li> <li>・ 交通事故被害者等に対しては、交通事故に起因する相談を行える機会を充実させる等、被害者支援を積極的に推進しましょう。</li> </ul>

# 子どもの交通事故防止対策の推進

- 【目的】 子どもに交通ルール遵守の大切さを学ばせ、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には子どもを思いやる運転意識の定着を図るものです。また、地域における子どもの保護誘導活動を促進するものです。
- 【スローガン】 「事故から守ろう！ 京の子ども 明るい未来」
- 【シンボルマーク】 子どもたちが運転者に注意喚起しながら道路を横断する様子と、車両の上に「！」を重ね、子どもたちに気付く運転者を表したものです。
- 【運動推進日】 小学校の始業日（各学期）は「子どもの交通事故防止推進日」



## ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>登下校時間帯の通学路はできるだけ通行しないようにし、やむを得ず通行する場合は、細心の注意を払って運転するとともに、横断歩道では、必ず一時停止し、子ども（歩行者）を優先しましょう。</li> <li>子どもを見かけたら、動きに注意し、減速や停止をして、安全確認を徹底しましょう。</li> </ul>
子どもは	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の行き帰りは、定められた通学路を通行し、交通ボランティアや保護者の方の保護誘導に従いましょう。</li> <li>道路を横断するときは、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道では、その信号を必ず守り、安全を確認してから横断を始めましょう。</li> <li>信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断するとともに、周りに気を付けて横断しましょう。</li> <li>歩行中や自転車利用時も、交通ルールや学校・家庭の決まりを守りましょう。</li> </ul>
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じて安全教育を行い、子どもが交通事故に遭わないための交通安全行動を習慣付けましょう。また、「合図横断」等の交通安全教育をしましょう。</li> <li>子どもの見守り活動や交通安全教室等の交通安全ボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>夜間の歩行、自転車利用時のライトや反射材用品等の活用を推進しましょう。</li> <li>子どもが自転車に同乗・乗車する際は乗車用ヘルメットを着用させましょう。</li> </ul>
地域・学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政・警察等の関係機関と連携した交通安全教室、登下校指導等を通じて、子どもの交通安全教育に取り組みましょう。</li> <li>信号機のある横断歩道では、その信号を必ず守り、安全を確認してから横断を始め、信号機のない横断歩道では、「合図横断」をするよう繰り返し指導しましょう。</li> <li>行政・警察等の関係機関と協力して、通学路の危険箇所の点検活動を行いましょう。また、把握した危険箇所については、警察や道路管理者等に改善の働きかけを行うとともに、交通ボランティア等と協力して、取り得る対策を講じましょう。</li> <li>日常の生活指導や授業を通じて、生命の大切さを学習させ、交通事故に遭わないための安全行動を身に付けさせましょう。</li> <li>家庭と連携・協働して、親子で交通ルールを学ぶ機会を設けましょう。</li> </ul>
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から、学校や地域と連携・協働して保護誘導活動や広報活動等を実施しましょう。</li> <li>通学路や子どもが多く集まる公園、施設等周辺道路の交通環境の点検・整備と子どもの身の回り品への反射材用品等の着用を促進しましょう。</li> </ul>

※「合図横断」とは

信号機のない横断歩道を横断するとき、「止まる、見る、待つ」の横断要領の中で、「手のひらと顔を運転者に向けて「合図」をする」ことにより、歩行者と運転者のコミュニケーションにつなげる方法。

# 高齢者の交通事故防止対策の推進

**【目的】** 高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、運転者には高齢者を思いやる安全運転意識の定着を図るものです。また、高齢運転者に運転適性に応じた安全運転意識の心掛けを促すものです。

**【スローガン】** 「思いやり みんなでなくそう 高齢者事故」

**【シンボマーク】** お年寄りに対して運転者の思いやりや、事故への気配りをハートの手で表したものです。

**【運動推進日】** 4月・6月・8月・10月・12月・2月の15日

「高齢者の交通事故防止推進日」



## ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の身体機能の変化や行動の特性をよく理解して、高齢者を見掛けたときは、「止まる」、「減速する」など、危険を回避するための早めの行動を心掛けましょう。</li> <li>高齢者が日常的に利用する医療機関や福祉施設、スーパー等の周辺や生活道路では、安全速度での運転を心掛けましょう。</li> </ul>
高齢者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政・警察等の関係機関・団体が開催する交通安全教室やイベントに積極的に参加しましょう。</li> <li>自宅付近で事故に遭うことが多いことを理解し、慣れた道路でも十分に気を付けましょう。特に道路を横断するときは、少し遠回りになっても横断歩道等の安全施設を利用しましょう。</li> <li>信号機のある横断歩道では、その信号を必ず守り、安全を確認してから横断を始めましょう。信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断するとともに、周りに気を付けて横断しましょう。</li> <li>夜間の外出はできるだけ控え、やむを得ず外出する際は、明るい服装を心掛け、反射材用品等を身に付けましょう。</li> <li>自動車等を運転する場合は、身体機能や健康状態を考え、少しでも不安を感じたら運転を中止しましょう。また、家庭内で運転免許証の返納やサポートカー限定免許の申請を検討するなど交通事故防止を第一に考えましょう。</li> <li>衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、安全運転支援機能を備えた自動車（サポカーS）への乗り換えを検討しましょう。</li> <li>自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を努めましょう。</li> </ul>
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者家庭への訪問指導や見守り活動時の交通安全指導、交通安全教室の開催など、地域で高齢者を守る気運を高めましょう。</li> <li>高齢運転者の家庭では、交通安全について話し合う機会を設けるとともに、かかりつけ医や近隣住民とも連絡を密にし、危険な運転の兆候がないか確認しましょう。</li> <li>危険な運転をする高齢者を認めた場合などは、運転者本人やその家族に、運転免許証の自主返納について、関係機関への相談を促す等、地域ぐるみで、高齢運転者の交通事故を防止しましょう。</li> </ul>
学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の行動特性等について理解を促し、高齢歩行者等の近くを自転車で通行するときの注意事項や高齢者保護等について学習する機会を設けましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の特性を理解するとともに、高齢者の交通事故などの情報を共有・提供しましょう。</li> <li>従業員家族の高齢者に対する事故防止についても、呼び掛けましょう。</li> <li>事業所周辺地域での高齢者に対する、保護誘導活動や声かけ指導などのボランティア活動に参加しましょう。</li> </ul>
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が日常的に利用する施設・店舗・病院等において、乱横断防止や反射材用品の着用促進に向けた広報啓発活動を推進するとともに、あらゆる広報媒体を活用した交通安全情報の発信を推進しましょう。</li> <li>参加・体験・実践型の交通安全教室等を積極的に開催しましょう。また、すこやかクラブや社会福祉協議会の集まりなど、自治体、関係機関が実施する高齢者行事に参加し、交通事故防止を呼び掛けましょう。</li> <li>交通安全教室や地域行事に参加する機会の少ない高齢者に対しては、家庭訪問活動を通じて、交通安全について指導を行いましょう。</li> <li>運転免許証自主返納後の高齢者に対する支援の充実を図り、運転に不安を感じる高齢者等が自主返納しやすい環境の整備を推進しましょう。</li> <li>衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置など、安全運転支援機能を備えた自動車（サポカーS）への乗り換えの支援の充実を図り、高齢者が安全に運転を継続できる環境の整備を推進しましょう。</li> </ul>

## 歩行者の交通事故防止対策の推進

**【目的】** 横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩行者がないことが明らかな場合を除き、横断歩道手前で停止できるような速度で進行する義務や停止義務等の交通ルールの確実な遵守を習慣付けるとともに、歩行者には道路を渡るときは横断歩道を利用する、また、信号機のない横断歩道を横断するときは、「合図横断」を心掛けるなど、正しい交通マナーの実践を図るものです。

**【スローガン】** 「歩行者ファースト 事故防止の合い言葉」

**【シンボルマーク】** 信号機のない横断歩道で、「合図横断」をしている親子と、一時停止をし歩行者を優先している車両を表したものです。



**【運動推進日】** 毎月1日・11日は「横断歩行者の交通事故防止一斉啓発日」

### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努めましょう。</li> <li>・ 通学路や生活道路など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、やむを得ず通行する場合はスピードを落として細心の注意を払って運転をしましょう。</li> <li>・ 横断歩道に近づいたときは、横断歩行者がないことが明らかな場合を除き、その手前で停止できるような速度で進行して歩行者の有無を確認するとともに、歩行者が横断歩道を横断しているときや、横断しようとしている場合は、必ず横断歩道の直前で一時停止をして歩行者を優先しましょう。</li> <li>・ 早めのライト点灯とハイビームとロービームのこまめな切り替えを習慣付けましょう。</li> </ul>
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行が可能な歩道においても、歩行者が優先であることから、歩行者の通行を妨げる場合は、必ず一時停止をしましょう。</li> <li>・ 「自転車安全利用五則」（裏表紙に記載）を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。</li> </ul>
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路を横断するときは、少し遠回りになっても横断歩道等の交通安全施設を利用し、信号機のある横断歩道では、その信号を必ず守り、安全を確認してから横断しましょう。</li> <li>・ 信号機のない横断歩道では、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断する「合図横断」で横断するとともに、周りに気を付けて横断しましょう。</li> <li>・ 歩行者横断禁止場所での横断や斜め横断はやめましょう。</li> <li>・ 歩行中は、スマートフォンの操作等の注意力が散漫になる行為はやめましょう。</li> <li>・ 夕暮れ時や夜間の外出時には、運転者から発見されやすいよう、明るい目立つ色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品等を取り付けましょう。</li> </ul>
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの手本となるよう、自らが交通ルールを守り、日常生活を通じて子どもに正しい交通安全行動を習慣付けましょう。</li> <li>・ 信号機のある横断歩道では、その信号を必ず守り、安全を確認してから横断を始めるよう、指導するとともに、信号機のない横断歩道を横断するときは、「合図横断」をするよう、繰り返し指導しましょう。</li> <li>・ 子どもの見守り活動や交通安全教室等の交通ボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
幼稚園・学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「合図横断」等の交通安全教育をしましょう。</li> <li>・ 地域、保護者等と連携し、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育や登下校時の交通安全指導を推進しましょう。</li> <li>・ 登下校時の見守り活動や保護誘導活動の重要性について保護者等の理解を深めるとともに、子どもが主体的に交通ルールや交通マナーを身に付けるように指導しましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる機会を通じて、従業員への交通安全教育を実施し、歩行者優先意識の向上を図りましょう。</li> <li>・ 地域の交通ボランティア等と連携し、子どもや高齢者の保護誘導活動等に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一人が交通事故を防止するための意識を持てるよう、あらゆる機会を通じた広報啓発、教育活動を行いましょう。</li> <li>・ 生活道路における自動車の法廷速度が引き下げられることから、全ての運転者に周知されるように広報啓発活動を強化しましょう。</li> <li>・ 市区町村、実施機関・団体、事業所、地域、学校、家庭がそれぞれ互いに連携・協力して効果的な活動が推進されるようにしましょう。</li> </ul>

## 自転車交通安全事故防止対策の推進

- 【目的】** 「京都市自転車安心安全条例」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、市民総ぐるみで自転車の正しい乗り方と歩行者の立場に立った思いやりのある運転の励行を普及・啓発し、自転車の危険又は迷惑な運転による交通事故の防止を図るものです。
- 【スローガン】** 「自転車の わがまま 気まま 事故のもと」
- 【シンボルマーク】** 自転車が道を軽快に走り抜けるところをイメージしたものです。ハートが思いやりを、ラインがマナーアップを表現しています。
- 【運動推進日】** 毎月第4週の金曜日は「自転車安全利用推進日」  
5月第2週の金曜日「自転車の安全利用一斉啓発日」
- 【運動推進月間】** 5月1日から31日までの1箇月間は「自転車安全利用推進月間」



### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
自動車・バイクの運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車との交通事故を防止するため、自転車の動きに注意して、危険を予測した運転に努めましょう。</li> <li>自転車の通行の妨げとなるような駐車はやめましょう。</li> <li>自転車の右側方を通過する場合は、十分な間隔がない場合は、その間隔に応じた安全な速度で進行しましょう。</li> </ul>
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通ルールを遵守し、交通マナーを実践するとともに、ヘルメットを着用しましょう。</li> <li>「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。</li> <li>飲酒運転は絶対にやめましょう。</li> <li>妨害運転はもとより、イヤホン等の使用やスマートフォン等を操作しながら運転する「ながら運転」は絶対にやめましょう。</li> <li>年齢を問わずヘルメットの着用にも努めるとともに、早めのライト点灯を徹底し、自転車の側面等に反射材用品を取り付けましょう。</li> <li>自転車損害保険等への加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。また、自転車の定期点検整備を受けましょう。</li> <li>自転車の右側方を自動車等が通過する際は、自転車はできる限り道路の左側に寄って進行しましょう。</li> </ul>
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの手本となるよう、「自転車安全利用五則」を守り、日常生活を通じて子どもに交通事故に遭わないための交通安全行動を習慣付けましょう。</li> <li>自転車幼児用乗車装置に未就学児を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させるとともに、子どもも大人も自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するよう努めましょう。</li> <li>地域での自転車教室の開催や子ども見守り活動で自転車の安全運転啓発を行うなど、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践に取り組みましょう。</li> </ul>
学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車の交通ルール・マナー、点検整備方法、交通事故時の加害者責任の重さ等について交通安全教育を実施しましょう。</li> <li>自転車安全利用推進員講習を受講し、交通ボランティア活動に参加しましょう。</li> <li>地域や家庭と連携した指導・広報啓発活動を実施しましょう。</li> <li>関係機関等が実施する交通安全教室への参加を奨励しましょう。</li> <li>自転車通学者には、「自転車安全利用五則」を活用して、自転車の交通ルールを周知するとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果について理解させ、ヘルメット着用を促進しましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務や通勤で自転車を使用する職場においては、自転車利用者に「自転車安全利用五則」を活用して、自転車の交通ルールを周知するとともに、自転車講習会、京都市自転車安全利用推進企業制度及び自転車安全利用推進員制度等を活用した教育を実施し、業務中の事故を防止するだけでなく、職員の家庭における教育や交通ボランティア活動にもつなげていきましょう。</li> <li>業務で自転車を使用するときは、ヘルメットを着用し、必ず自転車損害保険等に加入しましょう。また、通勤目的の自転車利用者にはヘルメットを着用させましょう。</li> <li>外国人の従業員にも、交通ルールと交通事故発生時の対応要領について職場教育を実施しましょう。</li> </ul>
販売店等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づき、前年度に自転車を1,000台以上販売した自転車小売業者は、自転車安全利用情報の説明を推進する者を選任し、知事に届出を行いましょ。</li> <li>購入時・修理時等に、顧客等に対して自転車の通行方法やヘルメット着用等について説明しましょう。</li> <li>自転車貸出業者は、自転車を貸し出すとき、ヘルメットの着用を促すと同時に、借受人に自転車損害保険等に加入させましょう。</li> </ul>
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自転車安全利用五則」を、あらゆる機会を通じて市民に広報しましょう。</li> <li>「京都市自転車安心安全条例」及び「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」等を理解し、「自転車損害保険等の加入義務」や「同乗未就学児のヘルメット着用義務」等の確実な履行に向けて広報・啓発に努めましょう。</li> <li>外国語で作成したチラシを活用する等、関係機関・団体と連携し、外国人に対する広報啓発を推進しましょう。</li> <li>自転車に乗車するときは、市民の模範となりヘルメットを着用するとともに、自転車利用時のヘルメット着用を呼び掛けましょう。</li> </ul>

※ 京都市では、「京都市自転車安心安全条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入が義務になっています。また、京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車に同乗する小学校就学の始期に達するまでの者にヘルメットを着用させることが義務になっています。

## 早めのライト点灯・反射材用品等の着用の推進

【目的】 視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなる夕暮れ時等において、車両等の運転者が、早めにライトを点灯することで、他の道路利用者の早期発見と自車の存在を周囲にいち早く知らせ、また、歩行者が、夜間に外出するときに反射材用品等を着用することで、車両等に自らの存在をアピールして早期発見を促し、交通事故の防止を図るものです。

【スローガン】 「早めのライト 安全サイン」

【シンボルマーク】 ゆとりをもって安全運転を心掛けることをイメージしたものです。渦巻きが道路を、目がライト点灯を、背景が夕暮れを表現しています。



### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
自動車・バイクの運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自車の存在を道路利用者に早く知らせるために、夕暮れ時や気象状況等に応じて、早めのヘッドライト点灯を習慣付けましょう。</li> <li>・ 薄暮時間帯（日没前後1時間）は、昼間と比較して周囲の視界が悪く、歩行者事故が多く発生することから、速度を落として、周囲の交通状況に一層注意して、慎重な運転を心がけましょう。</li> <li>・ 夜間の走行時は、原則ハイビームを使い、対向車や先行車がある場合にはロービームに切り替えるなど、早い段階で前方の安全を確認できるようにしましょう。</li> </ul>
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早めのライト点灯を徹底するとともに、自転車の側面等に反射材用品等を取り付けましょう。</li> </ul>
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕暮れ時や気象状況等に応じて、外出時は衣服や靴、鞆など身の回り品に反射材用品等を取り付けるなど、「目立つ工夫」を心掛けましょう。</li> </ul>
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、反射材用品等の着用を促進しましょう。</li> </ul>
幼稚園・学校では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕暮れ時の早めのライト点灯、夕暮れ・夜間の反射材用品等の着用を指導し、幼少期から反射材の着用を習慣付ける交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対し、夕暮れ時や気象状況等に応じた危険性を理解させ、早めのライト点灯を指導しましょう。</li> <li>・ また、道路等で夜間作業に従事させる場合は、照明設備を早めに活用するとともに、視認性の高い反射材用品を着用させましょう。</li> </ul>
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早めのライト点灯や反射材用品等の着用に実施機関が自ら積極的に取り組みましょう。</li> <li>・ あらゆる広報媒体を活用して広報啓発を推進するとともに、反射材用品の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験型の交通安全教室を開催し、全ての市民に対して反射材用品等の普及・着用を促進しましょう。</li> </ul>

## 飲酒運転・妨害運転根絶の推進

**【目的】** 市民一人一人に「飲酒運転を絶対にしない・させない」という意識を徹底することにより、悲惨な交通事故の要因となる飲酒運転の根絶を図るものです。また、妨害運転などの悪質・危険な運転は、交通秩序を乱す不法行為であるため、地域の安心・安全の確保に資する観点から、地域ぐるみの根絶運動を展開するものです。

**【スローガン】** 飲酒運転根絶の推進「飲んだなら 運転しません させません」

妨害運転根絶の推進「危険運転 みんなで追放 NO! あおり」

**【シンボルマーク】** ビールジョッキを車に見立て飲酒運転はダメ!と「×印」を力強く表現したものです。(飲酒運転根絶の推進)



### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お酒に強い、弱いにかかわらず、お酒を飲めば必ず運転操作等に影響を及ぼします。「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。また、二日酔い状態でも飲酒運転になりますので、飲酒量に注意しましょう。</li> <li>・ 運転する際には、周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、安全な速度・方法での運転を心掛けましょう。</li> <li>・ 十分な車間距離を保つとともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。</li> <li>・ 悪質・危険な妨害運転の抑止に有効なドライブレコーダーを設置しましょう。</li> <li>・ 妨害運転を受けた場合は、サービスエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに、車外に出ることなく 110 番通報しましょう。</li> </ul>
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭では、飲酒運転や妨害運転の危険性、違法性、交通事故を起こしたときの社会的責任の重大さや代償の大きさ、命の尊さなどを話題に取り上げて話し合しましょう。</li> <li>・ 飲酒運転や妨害運転を絶対にしない・させないという意識を持たせる啓発・教育を行いましょう。</li> <li>・ 車両を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、相手の立場に立って、ゆずり合いの運転を心掛ける啓発教育を行いましょう。</li> <li>・ 町内会等、地域での行事の機会をとらえ、飲酒運転や妨害運転の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。</li> <li>・ アルコール依存症による飲酒運転の兆候がみられる人がいれば、家族、警察、行政機関などに相談し、節酒・断酒に向けた支援や専門医療機関による適切な治療へつなげましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤時や点呼時、運転前後等のアルコールチェックのほか、朝礼時や各種行事を利用した交通安全指導等により、飲酒運転や妨害運転をしない・させない職場環境づくりに努めましょう。</li> <li>・ 酒癖やアルコール依存症等の相談を通じて、産業医や家族等と連携しながら、飲酒運転をさせない環境をつくりましょう。</li> <li>・ 従業員に対して、安全指導を徹底し、飲酒運転や妨害運転の根絶を図りましょう。</li> <li>・ 社用車のみならず、従業員のマイカーへのドライブレコーダー設置を推進しましょう。</li> </ul>
飲 食 店 等 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類を提供する飲食店等では、車両を運転する人に、酒類を提供しない、酒を飲んだ者には運転させないことを徹底しましょう。また、「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。</li> <li>・ 公共交通機関、運転代行業者やタクシーの利用を促進しましょう。</li> </ul>
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あらゆる機会を通じて飲酒運転や妨害運転は犯罪であること、悲惨な交通事故の要因となることを交通安全教育や広報活動で徹底しましょう。</li> <li>・ 各種広報媒体を活用し、飲酒運転や妨害運転の悪質性・危険性について広報啓発しましょう。</li> <li>・ 「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。</li> </ul>

※ 道路交通法の一部改正により、令和6年11月1日から自転車の酒気帯び運転が処罰対象となりました。各主体では、自転車の飲酒運転防止も含めた取組をお願いします。

## シートベルト・チャイルドシート着用の推進

【目的】 交通事故による被害の防止・軽減を図るため、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果の普及と正しい着用を徹底するものです。

【スローガン】 「みんなの命 シートベルトが守ります」

### <主な実施事項>

主体	実施事項
運転者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自らがシートベルトを正しく着用するとともに、助手席及び後部座席同乗者のシートベルト着用を徹底しましょう。</li><li>・ 幼児を乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用させましょう。</li></ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"><li>・ チャイルドシート・シートベルトの着用効果、必要性について話し合い、家族全員で正しい着用の実践を習慣付けましょう。</li><li>・ 幼児・児童・生徒の送迎時は、チャイルドシート・シートベルトの着用について、保護者が責任を持って確認しましょう。</li></ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域での行事や車の相乗りなどでは、運転者以外の人も声を掛け合い、必ず乗車員全員の着用を徹底しましょう。</li><li>・ 地域での交通安全教室等で、シートベルト・チャイルドシート着用による被害軽減効果や必要性、正しい着用方法について啓発しましょう。</li></ul>
職域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通勤・業務中だけでなく、プライベートでも全席シートベルトの確実な着用について指導しましょう。</li></ul>
実施機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・ あらゆる機会をとらえ、シートベルト・チャイルドシートの必要性と正しい着用方法について、広報啓発活動を実施しましょう。</li><li>・ 特に後部座席の着用を促すため、関係機関・団体等と連携してシートベルトコンビンサー（模擬衝突体験機）などを使用した体験型の学習等による認識を深める教育を実施しましょう。</li></ul>

## 二輪車等の安全利用の推進

**【目的】** 手軽で開放的な乗り物である二輪車、特定小型原動機付自転車の安全な利用を家庭や学校・事業所等全ての市民が一体となって取り組むことで、二輪車等の交通事故防止を図るものです。

**【スローガン】** 『安全に。』 予断を許さぬ バイク利用

**【運動推進日】** 5月2日・9月19日は「二輪車安全利用推進日」

8月19日は「バイクの日」

### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二輪車は、安定性が悪く、少しバランスを崩せば大きな事故につながるおそれのあることを認識しましょう。</li> <li>・ 事故発生時の被害軽減のため、長袖、長ズボン、グローブ、ブーツ（運動靴）などを着用するとともに、ヘルメットの正しい着用（あご紐の結着）、膝・肘・胸部プロテクターの装着に努めましょう。</li> <li>・ 速度の出し過ぎや信号待ち車両の側方通過、無理な追い越し等はやめましょう。</li> <li>・ 交差点では車両・歩行者の動きに十分注意し、安全確認を徹底しましょう。</li> <li>・ 定期的な点検整備をしましょう。</li> <li>・ 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">なお、16歳未満の方は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。</p>
地域・家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二輪車を利用する者に対しては、二輪車事故のリスクや二輪車の特性を理解させるとともに、二輪車の安全な利用について話し合う機会を持ちましょう。</li> </ul>
学 校 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二輪車による通学を許可し、使用させる場合は、実技を含めた交通安全教育の実施に努めるとともに、警察や関係機関が実施する安全運転実技講習会等への参加を促進しましょう。</li> <li>・ 二輪車の危険性や交通事故を起こした際の責任について指導を行いましょ。</li> <li>・ 特定小型原動機付自転車に関する交通安全教室や、校内掲示板、ポータルサイト等を活用した交通ルールの周知を徹底しましょう。</li> </ul>
職 域 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤に二輪車を利用する従業員に対して安全指導を行いましょ。</li> <li>・ 関係機関と連携して、実践的な二輪車の交通安全教育を実施しましょ。</li> </ul>
二輪車販売店では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入時・修理時等に、交通事故防止スクールや交通安全の装備品等の情報を積極的に提供しましょ。</li> <li>・ 初心者ライダー、いわゆるリターンライダー等に対しては、最近の二輪車の性能や特性について改めて理解させ、交通ルールを遵守し、自己の体力や技量に見合った無理のない運転を呼び掛けましょ。</li> <li>・ 販売店等が実施するツーリングでは、参加者に応じた無理のない運転計画を立て、交通事故防止に努めましょ。</li> <li>・ 特定小型原動機付自転車の利用者等に対しては、年齢を確認し、交通ルール等の周知、ヘルメットの着用等を呼び掛けましょ。</li> </ul>
実 施 機 関 で は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報媒体を活用して二輪車、特定小型原動機付自転車の安全な利用方法等について広報啓発を推進し、関係機関・団体と連携した二輪車安全運転講習会の開催により、二輪運転者等に対する教育の充実強化に努めましょ。</li> <li>・ 二輪運転者に対し、乗車用ヘルメットを正しくかぶり、あご紐を結着するように広報しましょ。</li> </ul>

## 迷惑駐車対策の推進

- 【目的】 市民一人一人が、迷惑駐車をしない、させない意識を一層高めるとともに、運転者及び自転車利用者の駐車マナーを向上させることにより、迷惑駐車のない安全で円滑・快適な交通社会を実現しようとするものです。
- 【スローガン】 「しない させない 迷惑駐車」

### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運転者は 自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迷惑駐車は交通の障害となり、渋滞発生の原因となるほか、交通事故を誘発する危険な行為ですので、絶対にやめましょう。</li> <li>・ 目的地の駐車場の有無を確認し、駐車場所の確保を習慣付けましょう。</li> <li>・ 駅周辺道路や商店街の歩道等、通行の妨げとなるような場所には絶対に駐車しないようにしましょう。</li> <li>・ 自転車は、自転車駐車場に駐車し、路上放置はやめましょう。</li> </ul>
地域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体、各区交通安全対策協議会等と連携した街頭啓発活動及び回覧板等を活用した広報活動を展開しましょう。</li> </ul>
職域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員の駐車マナーの向上を図るとともに、業務用車両の持ち帰りを自粛し、公共交通機関の利用を促しましょう。</li> </ul>
実施機関では	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅・ターミナル周辺における駐車（輪）場を整備し、迷惑駐車及び放置自転車の防止を図りましょう。</li> <li>・ 関係機関・団体と連携して、迷惑駐車の防止対策を推進しましょう。</li> <li>・ 駐車行為の危険性・迷惑性をあらゆる広報媒体を活用して広報するとともに、迷惑駐車追放の気運を盛り上げましょう。</li> <li>・ 幹線道路、駅、ターミナル等における迷惑駐車や放置自転車を防止するため、道路パトロール等による指導、警告及び必要に応じた撤去活動を強化しましょう。</li> </ul>

## 運転中・歩行中のスマートフォン等の使用追放の推進

### ＜主な実施事項＞

主体	実施事項
運 転 者 は	・ 運転中のスマートフォン等の使用が重大な事故の要因となる危険性を再認識しましょう。
歩 行 者 は	・ 歩行中にスマートフォン等を使用・注視することは周囲への注意が散漫となる行為であることを認識し、歩行中は使用をしないようにしましょう。
家 庭 で は	・ 運転中・歩行中のスマートフォン等の使用が交通事故につながる危険性があることを話し合しましょう。
地域・職域では	・ 各種会合や回覧板を利用して、運転中・歩行中のスマートフォン等の使用が交通事故につながる危険性があることを周知しましょう。
実施機関では	・ 運転中・歩行中のスマートフォン等の使用は交通事故につながりかねない危険性があることの広報啓発活動をあらゆる機会を通じて推進するとともに、運転者に対しては、運転中にスマートフォン等を使用しない・させないよう徹底させましょう。

## 令和7年中の交通事故の発生状況について

令和7年中は、交通事故の発生件数、交通事故による死者数・負傷者数のいずれも前年から増加し、なかでも死者数は、前年（21人）から3人増加の24人となり、第11次京都市交通安全計画における年間の24時間死者数の目標16人以下を達成できなかった。

また、交通事故発生件数も、前年（2,288件）から24件増加の2,312件となった。

高齢者の交通死亡事故死者数は4人増加の12人であり、全死者数に占める高齢者の割合は5割にもなった。また、高齢運転者が関係する交通事故発生件数の割合は2割を超えているため、今後加速する少子高齢社会を前提とすると、これらは継続課題として挙げられる。

さらには、自転車・電動キックボード等\*の利用マナーは社会問題となっており、これらの課題解決に向けた交通安全対策が引き続き求められている。

交通事故を減少させ、悲惨な交通事故に遭遇する方を1人でも減らしていくため、令和8年度中には新たに「第12次京都市交通安全計画」を策定する。近年の課題として重点的に取り組む必要のある、高齢運転者・自転車の事故防止に向けた対策や新たなモビリティに対する利用マナーの向上を推進するため、関係機関と密に連携しながら交通安全市民運動を推進し、市民一人一人の交通安全意識の向上を図っていく。

※ 原動機付き自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車」に定義付けられるもののみ

### 《第11次京都市交通安全計画における目標》

	令和7年までの目標値	令和7年の実績
年間の24時間死者数 <sup>※1</sup>	16人以下	24人
年間の重傷者数 <sup>※2</sup>	445人以下	540人

※1 交通事故発生から24時間以内に死亡した者の数

※2 交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要した者の数

## 1 市内・府内・全国の交通事故発生状況

区 分	死者数		発生件数		負傷者数	
	対前年比	増△減	対前年比	増△減	対前年比	増△減
京 都 市	24 人		2,312 件		2,587 人	
	3 人 (14.3%)		24 件 (1.0%)		6 人 (0.2%)	
京 都 府	49 人		3,586 件		4,058 人	
	△3 人 (△5.8%)		△159 件 (△4.2%)		△175 人 (△4.1%)	
全 国	2,547 人		287,236 件※		338,294 人※	
	△116 人 (△4.4%)		△3,659 件 (△1.3%)		△6,101 人 (△1.8%)	

※ 全国の発生件数・負傷者数は速報値

## 2 高齢者の交通事故の状況（京都市内）

区分	令和2年 (5年前)	令和5年	令和6年	令和7年
死者数/全死者数（人）	9/26	16/27	8/21	12/24
負傷者数 /全負傷者数（人）	455 /2,913	423 /2,709	438 /2,581	419 /2,587
全死者数に占める割合	34.6%	59.3%	38.1%	50.0%
全負傷者数に占める割合	15.6%	15.6%	17.0%	16.2%

## 3 自転車事故の状況（京都市内）

区分	令和2年 (5年前)	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数（件）	668	617	636	542
死者数（人）	3	4	1	3
負傷者数（人）	631	588	602	492
全死者数に占める割合	11.5%	14.8%	4.8%	12.5%
全負傷者数に占める割合	21.7%	21.7%	23.3%	19.0%

## 4 高齢ドライバーが第1当事者の交通事故の状況

区分	令和2年 (5年前)	令和5年	令和6年	令和7年
事故件数（原付以上）	2,372	2,224	2,070	2,088
高齢ドライバー（65歳以上）が第1当事者の事故件数（原付以上）	552	559	520	463
事故件数（原付以上）に占める割合	23.3%	25.1%	25.1%	22.2%

## 5 行政区別事故発生状況

	発生件数 (件)		
	令和7年	令和6年	増減
北 区	149	159	△10
上京区	129	104	25
左京区	215	174	41
中京区	165	176	△11
東山区	115	125	△10
山科区	295	227	68
下京区	155	168	△13
南 区	286	258	28
右京区	233	248	△15
西京区	98	136	△38
伏見区	472	513	△41
合 計	2,312	2,288	24

	死者数 (人)			負傷者数 (人)		
	令和7年	令和6年	増減	令和7年	令和6年	増減
北 区	4	3	1	165	174	△9
上京区	1	1	0	140	120	20
左京区	2	4	△2	237	185	52
中京区	0	0	0	180	193	△13
東山区	2	1	1	131	152	△21
山科区	2	0	2	350	273	77
下京区	3	3	0	164	181	△17
南 区	2	2	0	326	299	27
右京区	0	1	△1	258	282	△24
西京区	2	3	△1	110	147	△37
伏見区	6	3	3	526	575	△49
合 計	24	21	3	2,587	2,581	6



## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



発 行 令和8年2月  
文化市民局文化市民部  
くらし安全推進課  
京都市印刷物第072149号